

団体サイバー保険のご案内

貴社のサイバー攻撃・情報漏えいリスクへの対策は万全ですか？

サイバー攻撃

(不正アクセス・メール感染・なりすまし・DDoS攻撃)

デジタルコンテンツ不当事由

顧客情報・機密情報の漏えい・おそれ

ITユーザー業務による偶然な事故

『サイバー保険』は、サイバーセキュリティ事故や情報漏えいに起因して発生する損害を包括的に補償する保険です。



保険期間：2025年4月1日（午後4時）～2026年4月1日（午後4時）
（※中途加入の場合、毎月20日締切で翌月1日（午後4時）～2026年4月1日（午後4時））

契約者



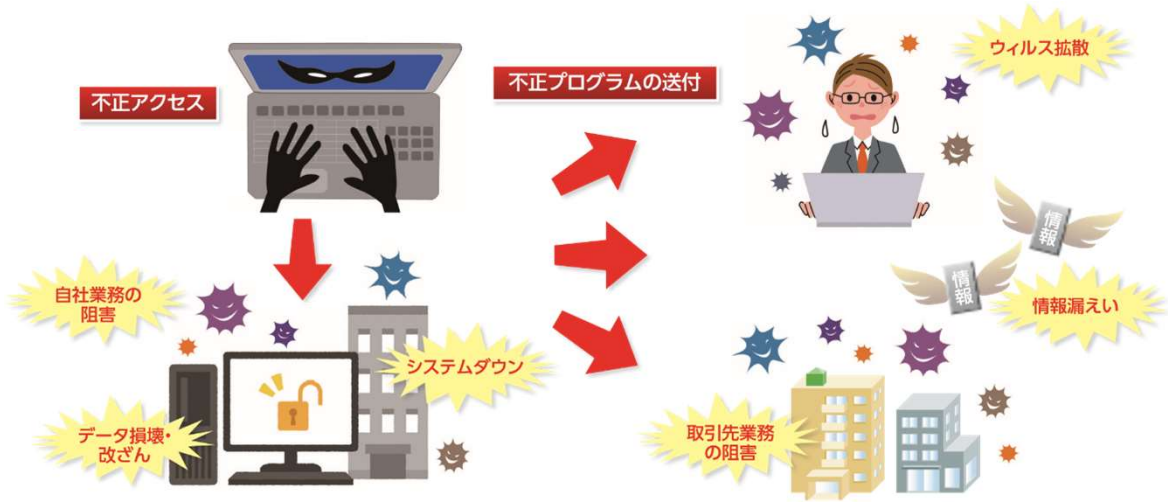
引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

1. サイバー攻撃とは？

サイバー攻撃とは、企業や組織のコンピュータシステムやネットワークに不正に侵入し、データ損壊や改ざん、情報の盗取、システムダウンによる障害などの損害を与える不正な行為です。



2. サイバー攻撃の脅威動向について

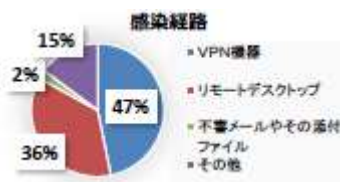
近年のテレワークの普及に伴い、テレワークに利用される機器等の脆弱性や強度の弱い認証情報等を利用して侵入したと考えられるランサムウェア被害が急激に増加しています。実際に被害に遭った企業・団体等によると復旧までに1か月以上時間を要したケースも少なくありません。また、バックアップまで暗号化されてしまい、復元できない割合が75%と高くなっており、業務に支障をきたす可能性が高くなっております。こういった情勢を踏まえ「自社にもサイバー攻撃が起きる」ということを念頭に置き、損害の発生および拡大を防止する対策を構築しておく必要があります。

ランサムウェア被害の報告件数の推移

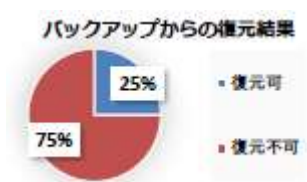
全国でランサムウェア被害に遭った企業・団体等に対するアンケート調査回答の分析結果（警察庁集計）



【感染経路】



【バックアップからの復元結果】



出典：警視庁『令和6年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について』

3. サイバー攻撃の被害例

サイバー攻撃を受けた場合、情報漏えいによる被害はもちろんのこと、システム停止やWebサイトの改ざん等様々な被害に遭う可能性があります。

影響	サイバー被害の内容	主な損害	推定損害額
システム停止	品質検査装置がウイルスに感染し、工場の生産ラインが停止した。	利益損失	1億円
ネットワーク停止	DDoS攻撃を受け続け、インターネットバンキングが機能不全に陥った。	第三者賠償および復旧費用	10億円
個人情報漏えい	サーバーがハッキング攻撃を受け、口座情報等の個人情報が盗み出された。	第三者賠償および見舞金	2,000万円

4. 日本自動車部品工業会団体サイバー保険の特長

日本自動車部品工業会団体サイバー保険制度には以下の特長があります。

団体制度ならではの割安な保険料水準	スケールメリットを活かした保険料提案をいたします。
充実した付帯サービス	緊急時サポート総合サービスが付帯され、事故発生時の対応をワンストップでサポートいたします。

5. サイバー保険の概要

『サイバー保険』は、貴社（被保険者）が業務を遂行するために、次の①～④に掲げる事由に起因する損害に対して保険金をお支払いするものです。

- ①サイバー攻撃：不正アクセスやDDoS攻撃、データの改ざん・破壊など被保険者のシステムに対する外部からのアタックなどによる損害
- ②顧客情報・機密情報漏えい・おそれ（注）：被保険者の業務における情報漏えい、またはそのおそれによる損害
- ③デジタルコンテンツ不当事由（注）：被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理による名誉棄損やプライバシー侵害、著作権侵害などによる損害
- ④ITユーザー業務の遂行による偶然な事故：上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由による損害

（注）利益・営業継続費用では対象となりません。

※使用人等の犯罪行為・背任行為等に起因して生じた損害も補償します。ただし、犯罪行為や背任行為等を行った使用人等自身の被る損害については補償しません。

（1）お支払いする保険金の種類

約 款	支払保険金種類	保険金の内容
サイバー保険特約条項 （自動付帯）	（1）損害賠償金等	以下の事由に基づき提起された損害賠償請求について、被保険者が負担する損害賠償金、争訟費用等 ① 情報の漏えいまたはそのおそれ ② ①の事由以外の、次のアからウまでに掲げる事由。ただし、ITサービス業務の提供により生じた場合を除きます。 ア. デジタルコンテンツ不当事由 イ. 被保険者システムに対するサイバー攻撃 ウ. アおよびイ以外のITユーザー業務の遂行にあたり生じた偶然な事由
	（2）費用保険金	①上記保険金の支払対象となる損害が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため、記名被保険者が支出した事故対応関連費用（事故原因調査費用、事故拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人等の超過勤務手当、臨時雇入費用、コールセンター設置・運営費用、弁護士相談費用等）再発防止費用、データ復旧費用、被保険者システム修復費用、法人謝罪対応費用等 ②サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出した外部調査機関への調査依頼費用、ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用等 ③情報漏えいまたはそのおそれを発見したことによって支出する情報漏えい対応費用（認証取得費用、個人見舞費用、法人見舞費用、不正使用監視費用） ④規制手続きもしくは、法令等に抵触する恐れがある場合において支出した法令等対応費用（調査・報告対応費用、訴追対応費用、再発防止策定費用）
利益・営業継続費用 補償追加条項 （オプション）	喪失利益・ 収益減少防止費用・ 営業継続費用	・特約条項で対象とする事故に起因して、ネットワークを構成するIT機器等が機能停止することによって生じた記名被保険者の喪失利益 ・特約条項で対象とする事故に起因して、ネットワークを構成するIT機器等が機能停止することによって生じた被保険者の収益減少防止費用 ・特約条項で対象とする事故に起因して、ネットワークを構成するIT機器等が機能停止することによって生じた記名被保険者の営業継続費用 ※利益・営業継続費用補償追加条項では、サイバー攻撃を受けたことが発覚し、調査等のために自主的に自社システムを停止した場合は補償されません。
サイバー攻撃による 対人・対物事故 補償追加条項 （オプション）	損害賠償金・ 訴訟費用・ 協力費用・ 事故対応関連費用・ サイバー対人見舞費用	被保険者が業務を遂行するにあたり、サイバー攻撃に起因して発生した次の①または②の事由（以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。 ①他人の身体の障害 ②他人の財物の損壊等（…滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは許取されること） ※サイバー攻撃による対人・対物事故補償追加条項の規定に基づきお支払いする保険金は、発生地域・損害賠償請求地域共に「日本国内」となります。

（2）保険種類（適用約款）

業務過誤賠償責任保険普通保険約款 サイバー保険特約条項 等

（3）オプション特約（ご希望された場合のみ対象）

利益・営業継続費用補償追加条項 ・サイバー攻撃による対人・対物事故補償追加条項 等

6. サイバー保険で保険金のお支払い対象となる例

①情報の漏えいまたはそのおそれ

- 顧客情報を保管しているサーバーが不正アクセスを受け、クレジットカード情報等の顧客情報数万人分が漏えいし、見舞品の送付を行ったものの、一部の顧客からは損害賠償請求を受けた。
- 検知ソフトウェアにより、自社の従業員のマイナンバーが不正アクセスにより流出した可能性が発覚した。

②データの消失・破壊

自社の端末がコンピュータウイルスに感染していた状態で、取引先へメールを送信したところ、取引先サーバーに保管されているデータがすべて消去された。

③管理するネットワークの使用不能

- 自社の在庫管理システムの不具合により、取引先において商品在庫管理、発注が不能となった。
- サイバー攻撃により、自社のサーバーがダウンし、業務の継続が不可能となったため、取引先の業務も一部停止することとなった。

④著作権・人格権・商標権・意匠権の侵害

- 自社のホームページ上で運営している会員向けの掲示板にて、ある会員のプライバシーを侵害する内容が掲載された。内容の削除等、処置を巡り、管理者としての注意義務違反があるとして訴えられた。
- システムインテグレータが開発、提供したプログラムが、第三者作成のプログラムの著作権を侵害しているとして損害賠償請求を受けた。

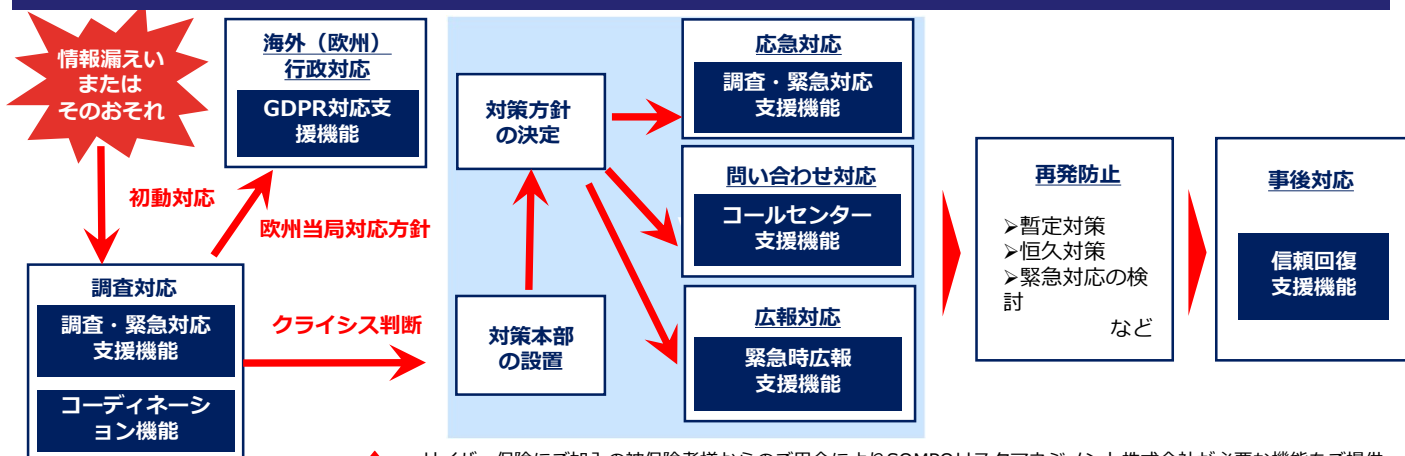
7. 付帯サービスの概要（SOMPOリスクマネジメント株式会社提供）

万が一事故が起きた緊急時にも「ワンストップ」かつ「総合的」にサポート！

◆ 緊急時サポート総合サービス **無料！**

情報漏えいまたはそのおそれが生じたことを知った場合に必要な各種機能を備えた緊急時サポート総合サービスがご利用いただけます（ただし、日本国内における利用、かつサイバー保険で保険金がお支払いできる場合にかぎります）。

緊急時サポート総合サービスの仕組（情報漏えい時の対応措置と活用できる機能の例）



緊急時の各種サポート機能

サイバー保険にご加入の被保険者様からのご用命によりSOMPOリスクマネジメント株式会社が必要な機能をご提供します。また、これらの支援に要する費用は、損保ジャパンがサイバー保険を通じてファイナンス機能をご提供します。

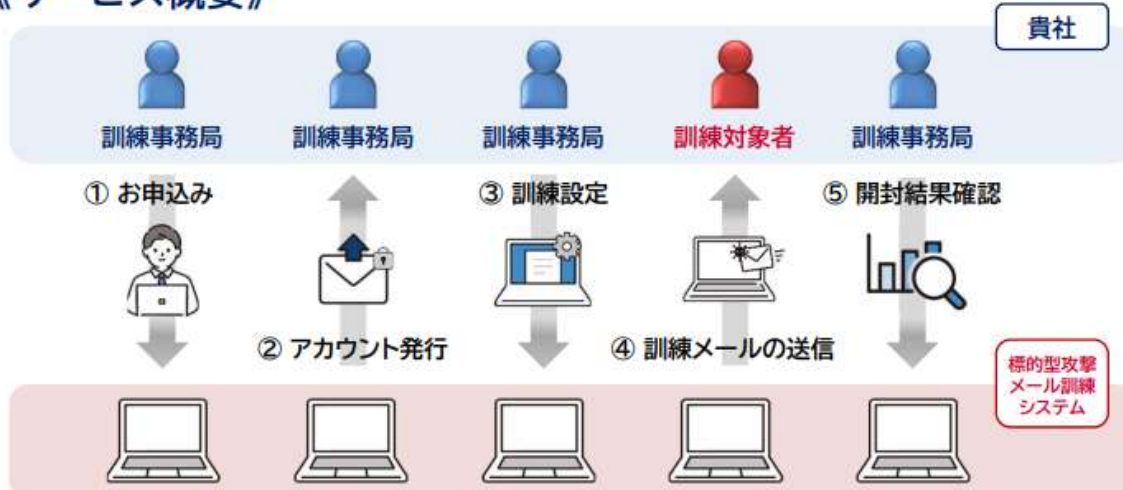
調査・緊急対応支援機能	緊急時広報支援機能		コールセンター支援機能	信頼回復支援機能	GDPR対応支援機能	コーディネーション機能
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故判定 ・ 原因究明・影響範囲調査支援 ・ 被害拡大防止アドバイス など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記者会見実施支援 ・ 報道発表資料のチェックや助言 ・ 新聞社告支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS炎上対応支援（公式アカウント対応サポート） ・ WEBモニタリング・緊急通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コールセンター立上げ ・ コールセンター運営 ・ コールセンターのクロージング支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再発防止策の実施状況について証明書を発行 ・ 格付機関として結果公表を支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GDPR対応に要する対応方針決定支援 ・ 監督機関への通知対応支援 ・ 外部フォレンジック業者・協力弁護士事務所を紹介 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要となる各種サポート機能の調整 ・ 法令対応等について協力弁護士事務所を紹介 など

◆その他提供サービス

(1) 標的型攻撃メール訓練<Lightプラン>

標的型攻撃メールの訓練用の不正メールを送信し、この不正メールの開封率を会社全体、部門ごとで分析します。お試し版として100通まで無料です。(1企業様につき1回のご利用となります)



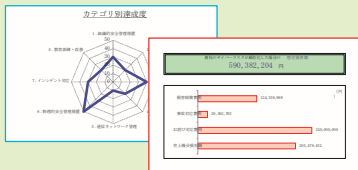
《サービス概要》



- ①申込み: 申込サイトにて登録
 - ②アカウント発行: 標的型攻撃メール訓練<Lightプラン>のアカウント情報をメールにて通知
 - ③訓練設定: お客様ご自身で訓練対象者・送信日時・訓練メール文案を設定
 - ④訓練メールの配信: 設定していただいた日時に疑似メールを配信
 - ⑤開封結果確認: 標的型攻撃メール訓練システム上で開封率を集計した結果報告を確認
- ※お客様の組織名、訓練対象者のメールアドレス・氏名等が公開されることはありません。

(2) サイバーリスク簡易診断・プラスサービス

アンケートへの回答をもとに、無料で診断レポートを作成し、サイバーリスクへの対応状況や、態勢の整備、改善に向けたポイントをお知らせします。

アンケートへの回答	簡易診断	診断結果
 <ul style="list-style-type: none"> ●「サイバーリスク簡易診断プラス」のアンケート用紙をお渡しいたします。 ●アンケートの各設問にご回答いただき、ご提出ください。 	 <ul style="list-style-type: none"> ●貴社のサイバーリスクへの対応状況を簡易診断し、サイバーリスクの想定損害額を簡易算出します。 	 <ul style="list-style-type: none"> ●アンケート回答をご提出後、1ヶ月程度でお手元に診断結果をお届けします。

※ 上図は診断レポートのイメージです。
 ※実際の診断レポートの内容とは、項目名称等が異なる場合があります。

その他有料サービス

サービス	概要
①ISO27001 (ISMS) 認証取得コンサルティング	継続的な情報セキュリティ向上に取り組むための国際規格であるISO27001 (ISMS) の認証取得に必要な体制構築、教育、内部監査などの各ステップを通じて認証取得をご支援します。
②プライバシーマーク取得支援	Pマーク認証取得に必要な体制構築支援、運用支援、内部監査支援まで、一貫したサービスにより実効性の高い情報セキュリティへの取り組みを支援します。

8. 保険金をお支払いできない主な場合

【共通】

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
- ③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
- ④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取
ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
- ⑤ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。
ア. 火災、破裂または爆発
イ. サイバー攻撃またはITユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止
- ⑥ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑦ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還
- ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害
- ⑨ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
- ⑩ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
- ⑪ 戦争等（以下のアからウに掲げるものをいいます。）に起因する損害
ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
ウ. 安全保障または防衛に重大な影響を与えるもの
- ⑫ 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業者である場合、前払支払手段の不正な操作や不正な資金移動等に起因する損害
- ⑬ 記名被保険者が金融機関である場合、金融商品等の取引や手続き、システムもしくは現金自動預入支払機を通じて行われる資金または財産の移転等

など

※①から③までについては、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。

【事故に関する各種対応費用部分】

- ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかったことに起因して発生した費用

など

【利益損害・営業継続費用部分】

- ① 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、被保険者に対して、それらが提供されないこと
- ③ 労働争議
- ④ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑤ 被保険者システムの操作者または監督者等の不在
- ⑥ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯する者が、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為
- ⑦ 衛星通信の機能の停止
- ⑧ 被保険者が新たなソフトウェアを使用した場合または改定したソフトウェアを使用した場合において、次のアまたはイに掲げる対象事故
ア. 通常要するテストを実施していないソフトウェアの瑕疵によって生じた対象事故
イ. ソフトウェアの瑕疵によって、そのソフトウェアのテスト期間内、試用期間内、または正式使用后10日以内に生じた対象事故

など

上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、適用される普通保険約款、特約条項および追加条項等をご確認ください。

9. ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●この保険契約の保険適用地域は全世界となります。

※『サイバー攻撃による対人・対物事故補償追加条項』（オプション）の規定に基づきお支払いする保険金は、発生地域・損害賠償請求地域共に「日本国内」となります。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●保険料算出の基礎となる売上高等の、お客様の保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分に確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は最近の会計年度における保険料算出基礎（売上高等）となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。契約締結時の保険料算出基礎数字（売上高等）につきましては、正確に申告をお願いします。

●この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客様の保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客様がご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。

（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

10. ご加入にあたってのご注意

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

加入依頼書および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
 (注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
 ②業務内容
 ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
 ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等
 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

11. 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3> 損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
 ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 など

11. 万一事故にあわれたら（つづき）

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。〈受付時間〉

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。)/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ﾎｯﾄﾗｲﾝ〕 0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

12. お見積り・ご加入手続きについて

（1）ご契約の概要と手続き方法

保険契約者	一般社団法人 日本自動車部品工業会
ご加入の対象者	一般社団法人 日本自動車部品工業会の正会員企業
被保険者 (保険の補償を受けられる方)	一般社団法人 日本自動車部品工業会の正会員 ※ 賠償責任に関するリスクについては記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、記名被保険者の役員や従業員も補償の対象（被保険者）となります。
保険期間	2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までの1年間 (中途加入の場合、毎月20日締切で翌月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までの期間となります。)
申込締切日	2025年3月7日（金）（左記以降、毎月中途加入が可能です。)
ご加入手続き	①「お問い合わせ表」を株式会社自動車部品会館 飯島宛にメールでご提出ください。(※) ②株式会社自動車部品会館 飯島より「告知書」をご案内しますので、「告知書」をご記入のうえ、ご提出ください。 ③いただいた「告知書」を元に算出した保険料をご案内させていただき、「加入依頼書」をご案内します。 ④日本自動車部品工業会より「保険料請求書」をお送りいたします。 ⑤振込締切日までに、保険料を入金いただき、「加入依頼書」をご返送ください。

※ 詳細は9ページ「13. 「団体サイバー保険制度」お問い合わせ表」をご覧ください。

（2）ご加入プラン

<基本補償>

タイプ	保険金額	
	損害賠償保険金	費用保険金
S1	3億	1億
S2	5億	3億
S3	10億	5億
S4	20億	5億



<オプション>

利益・営業継続費用
約定期間：12か月
1億
3億
5億
10億

(上記以外のプランをご希望の場合はご相談ください)

13. 「団体サイバー保険制度」お問い合わせ表

保険内容の説明・見積りをご希望の際は、一般社団法人日本自動車部品工業会ホームページ (<https://www.japia.or.jp/>) に掲載されている、以下のお問い合わせ表に必要事項をご記入のうえ、株式会社自動車部品会館 飯島宛に (ijijima@japia.or.jp) メールでお送りください。

◆お問い合わせ表 (サンプル)

日本自動車部品工業会	
「団体サイバー保険制度」お問い合わせ表	
問合せ内容 (〇をお付けください)	() 制度の内容について直接説明を聞きたい () 関係の資料がほしい () 見積りがほしい ※「質問書兼告知書」が必要となりますのでご案内させていただきます。 () 質問をしたい (下記に記載ください) () その他 (下記に記載ください)
質問内容 *具体的に お書きください	

貴社名	
部署・役職	
氏名	
連絡先	TEL
	E-mail

送信先：株式会社 自動車部品会館 飯島 行

メールアドレス：ijijima@japia.or.jp

14. お問い合わせ先

【取扱代理店】

株式会社自動車部品会館 担当：飯島・千葉
〒108-0074 東京都港区高輪1-16-15
TEL：03-5422-6351
<受付時間> 平日：午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社
自動車開発第一部営業第一課 担当：荒木・木村
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-3297
<受付時間> 平日：午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者 (保険の補償を受けられる方) が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●加入者証明書は大切に保管してください。また、ご契約始期日から2か月を経過しても加入者証明書が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

承認番号：SJ24-11616 承認日：2024年12月13日